

令和7年度における指定管理者の指定の手続に関する方針

現に指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者の指定の期間が令和8年3月31日で満了する公の施設のうち26施設につきまして、次のとおり令和7年度における指定管理者の指定の手続の方針を決定しました。この方針に従い、必要な手続を進め、令和7年度中に指定の議案を市議会に提出する予定です。

1 指定管理者を公募して指定する方針の公の施設（1施設）

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者		今後の方針	指定の期間(予定)	所管課
		現在の指定管理者	現在の指定管理者			
七条コミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	七条地区自治連合会	七条地区自治連合会	公募による指定管理者の指定の手続を実施	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課

2 指定管理者を公募せずに指定する方針の公の施設（25施設）

■ 管理運営において事業の継続性や専門性、市の施策との一体性が必要とされる公の施設であって、他の団体によっては施設の設置の目的の達成又はその他の市の施策の推進に重大な支障をきたすため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節①参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者		申請を求める団体の名称	左の団体に申請を求める理由	指定の期間(予定)	所管課
		現在の指定管理者	現在の指定管理者				
男女共同参画センター	指定管理者制度	公益財団法人 奈良市生涯学習財団	公益財団法人 奈良市生涯学習財団	公益財団法人 奈良市生涯学習財団	令和5年4月に男女共同参画センターが生涯学習センターに移転し、生涯学習センターを管理している当該団体を指定管理者として一体管理することで、効率的な運営を行ってきた。令和8年度からも、効率的な事業実施を継続的に行うために当該団体に管理運営を行わせることが必要であるため。	令和8年4月1日 ～令和11年3月31日 (3年間)	市民部 共生社会推進課
奈良市総合医療検査センター	指定管理者制度	一般社団法人 奈良市医師会	一般社団法人 奈良市医師会	一般社団法人 奈良市医師会	一般社団法人奈良市医師会は、当該施設の開設から施設の運営を担っており、これまでの実績から市民のニーズを把握している。また、医師という専門的な立場から、地域における健康課題について分析が可能であり、市の施策に対しても重要な情報・意見を提供することができる。	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	健康医療部 医療政策課
児童館4館	指定管理者制度	公益財団法人 奈良市生涯学習財団	公益財団法人 奈良市生涯学習財団	公益財団法人 奈良市生涯学習財団	当該団体は市社会教育事業の指定管理者となっており、これまでの経緯から児童館を含めた指定管理者制度に精通している。また、教育的視点、プログラム企画力、安全管理、地域との連携、人材確保の面において十分な実績を有し、子育てスポーツ事業も行って子育て分野の経験・知識も有している。さらに、学習支援や体験学習の専門的知識・経験を有し、公民館で地域に寄り添った運営管理も行っている。これらのことより、市及び地域が求める運営を行えるため、指定管理者として適格である。	令和8年4月1日 ～令和11年3月31日 (3年間)	教育部 放課後児童育成課

■ 地域の住民の利用に供することや地域の振興・活性化を主たる目的とした比較的小規模な公の施設であって、当該地域の住民で組織された団体に管理を行わせることがふさわしいため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節②参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者		申請を求める団体の名称	左の団体に申請を求める理由	指定の期間(予定)	所管課
		現在の指定管理者	現在の指定管理者				
梅の郷月ヶ瀬温泉、月ヶ瀬温泉ふれあい市場、月ヶ瀬梅の資料館、ロマンチック月ヶ瀬、月ヶ瀬農畜産物処理加工施設、湖畔の里「つきがせ」	指定管理者制度	月ヶ瀬地域振興協議会	月ヶ瀬地域振興協議会	月ヶ瀬地域振興協議会	月ヶ瀬地域における将来のまちづくりや地域の振興を目的に各種団体等の代表者で発足した団体である当該団体は、地域の活動団体と密接に関係しており、施設の設置目的の達成及び当該6施設の一体管理を円滑に進め、包括的な施設運営を行うことができるため。	令和8年4月1日 ～令和11年3月31日 (3年間)	市民部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課
コミュニティスポーツ施設							
南紀寺コミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	南紀寺町五丁目第一自治会	南紀寺町五丁目第一自治会	南紀寺町五丁目第一自治会	コミュニティスポーツ施設は、市民の健全な発達とふれあひ豊かな地域社会づくりを目的として設置された施設である。地域に根ざした施設であるため地域の団体に管理してもらうことは、市民の行政への参画や協働を促し、市民による自治につながると考える。また、緊急時等にも迅速な対応が可能であり、現在の指定管理期間中も管理を支援なく行っているため左記の団体に申請を求めるのが妥当である。	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課
ならやまコミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	平城ニュータウンスポーツ協会	平城ニュータウンスポーツ協会	平城ニュータウンスポーツ協会	コミュニティスポーツ施設は、市民の健全な発達とふれあひ豊かな地域社会づくりを目的として設置された施設である。地域に根ざした施設であるため地域の団体に管理してもらうことは、市民の行政への参画や協働を促し、市民による自治につながると考える。また、緊急時等にも迅速な対応が可能であり、現在の指定管理期間中も管理を支援なく行っているため左記の団体に申請を求めるのが妥当である。	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課
東市コミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	東市地区自治連合会	東市地区自治連合会	東市地区自治連合会	コミュニティスポーツ施設は、市民の健全な発達とふれあひ豊かな地域社会づくりを目的として設置された施設である。地域に根ざした施設であるため地域の団体に管理してもらうことは、市民の行政への参画や協働を促し、市民による自治につながると考える。また、緊急時等にも迅速な対応が可能であり、現在の指定管理期間中も管理を支援なく行っているため左記の団体に申請を求めるのが妥当である。	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課
邑地コミュニティスポーツ広場	指定管理者制度	邑地町自治会	邑地町自治会	邑地町自治会	コミュニティスポーツ施設は、市民の健全な発達とふれあひ豊かな地域社会づくりを目的として設置された施設である。地域に根ざした施設であるため地域の団体に管理してもらうことは、市民の行政への参画や協働を促し、市民による自治につながると考える。また、緊急時等にも迅速な対応が可能であり、現在の指定管理期間中も管理を支援なく行っているため左記の団体に申請を求めるのが妥当である。	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課

高の原コミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	平城ニュータウンスポーツ協会	平城ニュータウンスポーツ協会	コミュニティスポーツ施設は、市民の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりを目的として設置された施設である。地域に根ざした施設であるため地域の団体に管理してもらうことは、市民の行政への参画や協働を促し、市民による自治につながると考える。また、緊急時等にも迅速な対応が可能であり、現在の指定管理期間中も管理を支援なく行っているため左記の団体に申請を求めるとのが妥当である。	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課
狭川コミュニティスポーツ広場	指定管理者制度	狭川地区自治連合会	狭川地区自治連合会	コミュニティスポーツ施設は、市民の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりを目的として設置された施設である。地域に根ざした施設であるため地域の団体に管理してもらうことは、市民の行政への参画や協働を促し、市民による自治につながると考える。また、緊急時等にも迅速な対応が可能であり、現在の指定管理期間中も管理を支援なく行っているため左記の団体に申請を求めるとのが妥当である。	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課
田原コミュニティスポーツ広場	指定管理者制度	田原地区自治連合会	田原地区自治連合会	コミュニティスポーツ施設は、市民の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりを目的として設置された施設である。地域に根ざした施設であるため地域の団体に管理してもらうことは、市民の行政への参画や協働を促し、市民による自治につながると考える。また、緊急時等にも迅速な対応が可能であり、現在の指定管理期間中も管理を支援なく行っているため左記の団体に申請を求めるとのが妥当である。	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課
八条コミュニティスポーツ広場	指定管理者制度	八条第二自治会	八条第二自治会	コミュニティスポーツ施設は、市民の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりを目的として設置された施設である。地域に根ざした施設であるため地域の団体に管理してもらうことは、市民の行政への参画や協働を促し、市民による自治につながると考える。また、緊急時等にも迅速な対応が可能であり、現在の指定管理期間中も管理を支援なく行っているため左記の団体に申請を求めるとのが妥当である。	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課
右京コミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	右京地区自治連合会	右京地区自治連合会	コミュニティスポーツ施設は、市民の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりを目的として設置された施設である。地域に根ざした施設であるため地域の団体に管理してもらうことは、市民の行政への参画や協働を促し、市民による自治につながると考える。また、緊急時等にも迅速な対応が可能であり、現在の指定管理期間中も管理を支援なく行っているため左記の団体に申請を求めるとのが妥当である。	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課

■ 当該公の施設の廃止、休館その他重要な変更を予定しているため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節⑥参照】

施設の名	現在の状況	現在の指定管理者		申請を求める団体の名称	左の団体に申請を求める理由	指定の期間(予定)	所管課
奈良市勤労者総合福祉センター	指定管理者制度	一般財団法人 奈良市総合財団	一般財団法人 奈良市総合財団	一般財団法人 奈良市総合財団	今後の施設運営について施設のあり方の見直しを予定しており、当該団体は、平成15年より当該施設の管理運営を行っており、当該団体に管理運営を行わせることが当該施設の設置目的の達成に最も効果的であるため。	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日 (1年間)	観光経済部 産業政策課

■ その他市長又は教育委員会が指定管理者の公募を行うことが適当でないとする特別の事情があるため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節⑨参照】

施設の名	現在の状況	現在の指定管理者		申請を求める団体の名称	左の団体に申請を求める理由	指定の期間(予定)	所管課
柳生の里観光施設	指定管理者制度	柳生観光協会	柳生観光協会	柳生観光協会	上記の団体は、地域と連携し、これまで東部地域の観光振興に努めており、今後市が目指す地域主体での施設運営に向けて、重要な調整役を担うと考えられる。以上のことから、柳生の里観光施設の指定管理にふさわしい団体であると判断するため。	令和8年4月1日 ～令和11年3月31日 (3年間)	観光経済部 観光戦略課